

私費留学プログラム申込条件書

2025年3月1日改定〔2026年出発プログラムより適用〕

- 留学プログラムのお申し込みに際して、株式会社アイエスイ (以下、ISA) と手配旅行契約を締結いただきます。
- 旅行代金、留学プログラム費用及びサポート内容の詳細についてはISAが提示する個別のプログラム提案書または企画書をご参照ください。
- ホストスクール（現地校）や留学先国が定める規定の学生ビザ発給等のため、関連する書類（健康診断・各種予防接種証明書等）が必要となる場合があります。それらの書類の手配や入手にかかる諸費用はプログラム申込者（以下、参加者）及び保護者の負担となります。
- ホストファミリーや寮等、ホストスクールの滞在先や教育機関の都合により、一度決定された受入先が現地到着前もしくは到着後に変更となる場合があります。
- 各国の祝祭日及びホストスクール指定の休暇中はホストスクールでの授業がない場合があり、この間の授業料の払い戻しはありません。
- 一度決定されたホストファミリーや滞在方法については、人種・職業・家族構成・部屋タイプ等を理由に変更や取り消しはできません。
- ホストファミリーや寮等、ホストスクールの滞在先のルールに反する行為等により滞在を拒否された場合、残り期間の滞在費用の払い戻しはありません。
- 別紙「留学の規則と処遇」「同意事項」に違反した場合、留学プログラムからの離脱、強制帰国となることがあります。状況によっては、保護者による費用負担の下、現地滞在先へ出迎えをお願いする場合があります。

旅行条件書（手配旅行契約）

第1条 留学プログラムの範囲

- 本プログラムは本申込条件書に基づき、ISAが参加者の希望する志望校への出願及び入学申込み手続きの代行、出発に際して情報提供を行うものであり、課程の修了・資格取得などを保証するものではありません。また、現地での留学プログラムは、ホストスクールまたは現地受入団体や教育機関等が運営及び提供するものであり、私費留学の監修を行う、日本国際交流振興会（以下、JFIE）またはISAが授業内容に関するサービスの提供を行うものではありません。
 - 本プログラムは参加者の要望を伺い、その要望に沿った旅行サービスの手配を引き受ける「手配旅行」です。予め旅行内容等が決められている「募集型企画旅行」ではありません。ここに表記のない旅行条件はISAの旅行業約款（手配旅行契約の部）に準じます。
 - 本プログラムは「募集型企画旅行」ではないため、特別補償は適用せず、旅程保証ならびに旅程管理はいたしません。
 - 本プログラムに含まれるサービスは次の通りです。
 - ・留学プログラム／出願先の選択：JFIEまたはISAと参加者との協議により、参加者の目的や希望を考慮し、要望を伺いながら、適切な留学先を選定します。
 - ・出願及び入学申込み手続きの代行：出願及び入学のための願書の作成支援、書類の送付及び現地費用の送金、入学許可証（またはそれに代わるもの）の取り寄せをします。
 - ・滞在先手配手続きの代行：留学期間に合わせて、現地受入団体等を通じてホストスクールへ通学可能な圏内でのホストファミリーの手配または寮の申込み手続きをします。未成年の場合、アパートやゲストハウス等の手配はおこないません。
 - ・渡航手続きのご案内：パスポート、学生ビザ等の申請方法をご案内します。
 - ・各種オリエンテーション
本プログラムの参加者及び保護者を対象としたオリエンテーションを実施します。
- 例）事前オリエンテーション、渡航前オリエンテーション、帰国後オリエンテーション
- ※対面またはオンラインにて実施します。
- ※オリエテーション参加のための交通費及び宿泊費等の実費は参加者及び保護者の負担となります。
- ・現地空港出迎え手配：現地受入団体またはホストスクール等による空港出迎え手配の手続きの代行をします。

- ※手配実費は別途お支払いいただく場合があります。
 - ・海外旅行保険加入手続き：海外旅行保険加入手続きの代理店をご案内します。
- ※本プログラムに海外旅行保険料は含まれません。参加者には渡航までに海外旅行保険に加入することを強く推奨しております。
- ・留学中のサポート：契約期間内において、プログラム内容や渡航先に応じた留学サポートを提供します。

第2条 お申込み条件

- 以下の項目に同意いただけない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- 年齢、資格、技能、その他の条件がJFIE及びISA、現地受入団体や教育機関またはホストスクールの指定する条件に合致すること。また、申込みには保護者ならびに日本国内の学校に在籍している場合は、在籍校の先生の承認を得ていること。
 - 現地国内の教育課程の一部あるいは全ての履修を目的とする本プログラムの趣旨を十分に理解し、留学先国の法令、ホストスクールならびに日本の在籍校の規則を遵守できること。
 - 高校生留学プログラム「留学の規則と処遇」及び「同意事項」、「申込条件書」に同意すること。
 - 心身ともに健康であり、重大な疾病、心身喪失、不安定な精神状態（うつ病、引きこもり、自殺行為、自傷行為、拒食症、過食症及びこれに準じる症状を含む）にないこと。
 - 指定されたオリエンテーションにすべて参加すること。
 - 規定の書類を期限までに提出できること。
 - その他、留学プログラムの提案書／企画書で別途定められた条件等に同意すること。
- ※参加者の学業成績や英語力によりホストスクールへの入学が困難と判断した場合、参加をお断りするか、別のプログラムまたは出願及び入学先を推奨する事があります。また、参加者が他の生徒や現地受入団体や教育機関、ホストスクールに迷惑を及ぼす可能性がある場合、または本プログラムの円滑な実施を妨げる恐れがあると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

第3条 お申込みと契約の成立

- 私費留学プログラムへの出願手続きについて
 - 選考料のお振込み
出願時、私費留学プログラムを監修するJFIEへ選考料として22,000円（税込）をお支払いいただきます。※選考料は如何なる場合も返金はありません。
 - 出願書類の提出
オンラインまたは書面にてJFIEまたはISAへ以下の書類等をご提出いただきます。
 - ・私費留学プログラム選考願書
 - ・在籍校の成績表または通知表のコピー（出席日数の記載があるもの）
 - ・出身中学校からの成績表または通知表のコピー（出席日数の記載があるもの）※高校生の場合
 - ・直近の英語力を示すスコアレポート（英検など）
 - ・選考料の振込みを証明するもの（利用明細書またはネットバンキングの振込完了画面を印刷、データ出力したものなど）
 - 出願する留学プログラム、出願先の決定出願書類及び保護者同伴面接の結果を基に選考、カウンセリングを行い、出願先を決定します。
 - 申込金のお支払い
ISAが発行する請求書に基づき、所定の旅行業務取扱料金を「申込金」としてお支払いいただきます。お支払いが完了した時点で留学プログラムへの正式申込みとなります。本申込金は、お申込み日より起算して8日を経過する日までに契約を参加者が解除する場合を除き、ご返金はいたしません。
- ※出願先ならびに現地教育機関によってはこの時点で出願料やデポジット（内金）をお支払いいただく場合があります。この出願料はいかなる場合でも返金されません。また、出願先によっては、デポジットの一部あるいは全額が返金されない場合があります。予めご了承ください。

- は全額が返金されない場合があります。予めご了承ください。
- 5)ホストスクールへの出願及び入学手続き
現地受入団体を通じて、ホストスクールへの出願後、可否判定を受けます。
- ※本プログラムは出願するホストスクールへの合格を保証するものではありません。参加者の成績や英語力により入学が困難と判断した場合、参加をお断りするか、別のプログラムまたは出願及び入学先を別途ご提案させていただきます。出願または入学手続きができない場合など、申込みを取り消す場合でも申込金等のご返金はありません。
- 6)契約期間について
ISAが請け負う留学プログラムのサポート契約期間は最長1年間の留学期間内とします。2年以上の留学や卒業留学等の場合は、初年度の契約満了の約1ヵ月前までに書面にて次年度のプログラム手配の契約更新手続きを行います。契約満了日までに更新手続きが完了しない場合は契約終了となります。
- 諸事情により契約更新手続きができない場合もございます。予めご了承ください。

第4条 費用

- 旅行業務取扱料金（申込金）は、ホストスクールへの出願手続きを行う時点でお支払いいただきます。
- | 留学プログラム | 留学期間の目安※ | 旅行業務取扱料金 |
|--------------------|----------|--------------|
| 2ターム／セメスター留学 | 約20～24週間 | 330,000円（税込） |
| 3ターム留学 | 約32～36週間 | 385,000円（税込） |
| 1年留学
(卒業留学を含む) | 現地1学年間 | 440,000円（税込） |
| 2年目以降の継続
(1年ごと) | 現地1学年間 | 330,000円（税込） |

- ※留学期間の目安は留学先の国やホストスクール、留学プログラムによって異なります。
 - 2.ホストスクールへの出願料、滞在申込金等、出願及び入学手続きに必要な実費、授業料、滞在先費用、最寄り空港への出迎え費用、その他の留学期間中に必要となる費用及び現地到着後のオリエンテーションや留学期間中の現地受入団体サポート費用（以下、「参加費用実費」）については、現地受入団体や教育機関またはホストスクールからISAならびにJFIEに提示された資料に基づき、その時点の所定のISA社内レートにより算出しご請求します。
 - 3.現地教育機関やホストスクールの授業料、滞在費、現地受入団体サポート費用等の参加費用実費は現地事情により変更になる場合があります。この場合は変更後の費用をお支払いいただきます。
 - 4.その他の諸費用
以下の諸費用については参加者のご負担となります。
 - ・海外旅行保険料及び保険で補償されない医療費
 - ・現地学生保険
 - ・査証申請代行料、査証申請料、査証申請にかかる翻訳料
 - ・航空券、空港施設使用料、燃油サーチャージ、航空保険料及び国際観光旅客税
 - ・復路便手配に際し発生した運賃差額、変更料、
 - ・超過手荷物料金
 - ・経由便ご利用時の乗継アシスト費用
 - ・到着出発時のフライト時間によって空港周辺にてホテル滞在が必要になった場合の宿泊費用
 - ・休暇中の滞在費及び活動費
- 留学期間中における学期以外の期間に行われる英語研修等の活動費用は別途、参加者のご負担となります。寮滞在の場合は、原則として休暇中は学校の寮が閉鎖になるため、休暇中の滞在費をご請求します。
- ※留学プログラムによっては上記以外の諸費用をご負担いただく場合がございます。詳しくは個別のプログラム提案書または企画書をご参照ください。

第5条 ISA社内レート

外貨建て費用の日本円換算額は、留学プログラムの出発時期ならびに現地からの請求時期に応じて所定 ISA 社内レートを適用し算出します。最終の残金請求時についても所定の ISA 社内レートにてご請求をします。

※原則、費用のお支払いは全て日本円で、ISA が指定する銀行口座にお振込みいただきます。外貨での支払いは受け付けておりません。

第6条 お申込み後の変更

留学プログラムにおける出願先、留学期間、その他の変更については、ホストスクールならびに現地受入団体や教育機関等からの変更または取り消しに関連する実費に加えて、以下の変更手数料をお支払いいただきます。

変更手数料	55,000 円（税込）
-------	--------------

第7条 お申込み後の取り消し

参加者は、いつでも手配旅行契約の全部または一部を取り消すことができます。お取り消しになる際は必ず、書面にてその旨を ISA までお知らせください。電話や口頭によるお取り消しは、お受け出来兼ねます。ISA が書面を受け取った時点で、正式に取り消しとして扱います。お取り消し時点で、すでにお支払いいただいた所定の申込金とは別に、既に提供を受けた旅行サービスに係る費用、まだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等に加え、以下の取消手続料金をご請求いたします。渡航先の国または州政府が入国・入州を禁止した渡航ができなくなった場合は、既に提供を受けた旅行サービスに係る費用、まだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等のみ申し受け、取消手続料金はご請求いたしません。

取消手続料金	55,000 円（税込）
--------	--------------

※お申込み日より起算して8日を経過する日までに契約を参加者が解除する場合は、第4条に定める ISA 旅行業務取扱料金の全額をご返金します。

第8条 ISAならびにJFIEからの契約の解除

- 以下の事由により契約が解除された場合は、未だ提供を受けていない旅行サービスまたは留学プログラムの手配に伴う取消料、違約料、その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用、またはこれから支払わなければならない費用は参加者の負担となります。
- ①決められた期日までに、必要な書類が送付されない場合
 - ②決められた期日までに、必要な費用の支払いがされない場合
 - ③参加者が長期に渡り連絡がつかない場合
 - ④参加者が ISA ならびに JFIE に届け出た情報に虚偽あるいは重大な遺漏がある事が判明した場合
 - ⑤ホストスクール、現地受入団体や教育機関等よりプログラムの離脱勧告または処分を受けた場合
 - ⑥病気その他の事由により参加者がプログラムを続行できないと判断した場合
 - ⑦参加者またはその関係者が、他の参加者に迷惑を及ぼし、もしくはプログラムの円滑な運営を妨げたときまたはその可能性が極めて高い場合

第9条 渡航手続き

1. パスポートの取得は参加者ご自身で行っていただきます。既にお持ちの方は有効期限及び渡航先で定められているパスポートの残存期間等にご注意ください。
2. 学生ビザ申請代行手続きを、所定の学生ビザ申請代行料を申し受け、別途承ります。ただし、学生ビザの発給の可否について、ISAは一切の責任を負いません。
3. 航空券の手配も承ります。
4. 参加者ご自身で航空券の手配を行った場合、現地受入団体や教育機関等の事情により、入学許可証等の学生ビザ申請のための関連書類が期日までに届かず、その結果として予め予約された航空券等の変更料が

必要となる場合がありますが、すべての費用は参加者のご負担となります。

第10条 免責事項

- ISA は参加者に代わって、ホストスクール、運送機関等に対して予約、申込みの手続きを代行するもので、これらの機関に代わって授業やサービスを提供するものではありません。従って、次のような場合、ISA ならびにJFIE は責任を負いません。
1. ホストスクールや現地受入団体や教育機関等の留学生の受け入れ枠が定員に達している場合、滞在先の制限事由により入学が許可されない場合、現地事情によりホストスクールのコース内容や入学条件が変更されていた場合。
 2. 日本での学校成績や英語力がホストスクール、現地受入団体や教育機関等の求めるレベルに達していないために入学が許可されない場合。
 3. 通信事情またはホストスクールの事情により、入学許可証等の入学や学生ビザ申請関係の書類が期日までに届かず、出発できなかった場合。
 4. 出願先への願書等の書類が参加者の都合により期日までに揃わなかった場合。
 5. 航空会社の事情による遅延や便の取り消しの場合。
 6. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関ならびに現地受入団体や教育機関等における争議行為、移動や旅行等の自由行動中の事故、食中毒、盗難、陸海空における不慮の事故、感染症などの流行、その他不可抗力の事由により損害および死亡が生じた場合。
 7. 大使館、政府・官公署の判断で学生ビザが発給されなかった場合、ビザ発給が予定の渡航時期に間に合わない場合。授業料などの返金もあります。
 8. 参加者の個人的な事由により、パスポートの取得、学生ビザが発給されない場合や入国が拒否された場合、政府・官公署による学生ビザ規定・入国制度変更に伴う遅延や入国拒否の場合。
 - ※遅延相当期間の留学プログラム費用の差額はご返金いたしません。
 9. 留学中は、ISA または JFIE の定めた「留学の規則と処遇」及び「同意事項」に記載する事項に従って行動をしていただきます。参加者の故意、過失、渡航先の法令・公序良俗等に違反した行為により生じた責任、損害は全て参加者の責任となります。その場合、現地での学校生活及び滞在中の事故等について ISA ならびに JFIE は一切責任を負いません。また、それらの行為により ISA ならびに JFIE が損害を受けた場合は、参加者に対し、損害の請求をおこないます。
 10. 現地受入団体や教育機関等は事前にホストファミリーや寮関係者に対してオリエンテーション等を行っていますが、参加者の日常生活を常に管理監督する事を前提としたものではありませんので、ホストスクールや現地受入団体や教育機関等、ISA ならびにJFIE は、留学中の日常生活の中でホストファミリーまたは寮関係者の故意または過失が原因である損害や損傷に対する賠償請求に関してはいかなる法的責任も負いません。
 11. ISA ならびに JFIE は事前に参加者に対し、プログラムへの理解を深めるオリエンテーションを行います。が、留学中の参加者の故意や過失が原因である損害や損傷に対する賠償請求については法的責任や義務を負いません。また、留学中に参加者が被った損害や賠償および死亡に関することは、JFIEならびにISAに故意や過失がない限り、すべて参加者とその保護者の責任となります。
 12. ホストスクールでの成績や単位数、各課程の修了または卒業に関する条件や規程について、ISA ならびにJFIE は一切の責任を負いません。
※日本での単位認定制度については、参加者の責任において日本の在籍校への確認が必要です。
 13. ホストスクールならびにホストファミリーが参加者の責により継続的な受け入れを拒否した場合、プログラムから離脱していただく事があります。この場合、留学プログラム費用等の返金はありません。

第11条 その他

1. ISA は契約後速やかに、留学期間、出願先情報、その他の条件を記載した書面を参加者にお渡しします。
2. ホストスクール、現地受付団体や教育機関等の都合や為替レートの変動により留学プログラムの内容やその他の諸費用等は予告なく変更される場合があります。
3. 航空券及び留学期間以外の宿泊手配等の旅行手配における諸条件は、ISA の旅行業約款（手配旅行契約の部）に準じます。また、ISA の旅行業約款ならびに本旅行条件書は予告なく変更される場合があります。
4. 留学プログラム全般に関する注意事項等は、ISA または JFIE が定める別紙の条件書や説明チェックリスト等の関連書面をご参照ください。
5. その他、本プログラムの契約に際し、担当者からの説明にご不明な点等ございましたら、ISA 各支店の総合旅行業務取扱管理者までお問い合わせください。
6. 個人情報の取り扱いについて
 - 1) ISA ならびに JFIE は、お申込みの際に提出された書類に記載された個人情報について、参加者との連絡や関連書類、案内等の送付のために利用する他、お申込みいただいたプログラムにおいて、運送・宿泊機関、提携機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続き等に必要な範囲で利用します。その他、今後のサービス向上やプログラム開発のためのマーケット分析（アンケートやご意見、ご感想の提供のお願い等）に利用させていただくことがあります。
 - 2) ISA ならびに JFIE は、保有する参加者の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどの参加者へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社関連団体との間で、共同して利用させていただきます。関連団体は、それぞれの営業案内、説明会やセミナー等のご案内、新規プログラム等のご案内のために、これを利用させていただくことがあります。
 - 3) ISA ならびに JFIE は、お申し込みいただいたプログラム手配のために、運送・宿泊機関、提携機関等に対し、参加者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、パスポート番号等、手配に必要な情報を提供します。個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、下記の窓口まで問合せください。

株式会社アイエスイ

管理部 個人情報問合せ窓口

電話番号：03-5463-7541

E-mail：isaprivacy@isa.co.jp